特許法の新論点Q&A (第12回)



弁護士 **福崎** 浩 (大阪弁護士会 知的財産委員会 委員)

摩社 (X社) とY社とはライバルメーカーの関係にあります。Y社の出願 α が公開されたところ、我が社や他社が従来から実施している形態であることが発覚しました。どうしても出願 α の登録を阻止したいです。仮に登録されたとしても、特許権を消滅させたいと思います。どのようにすればよいでしょうか。

1 はじめに

特許の設定登録がなされる前に、登録を阻止する手段としては、情報提供制度(特許法施行規則13条の2。なお、以下では、特許法を単に「法」と、同法施行規則を単に「規則」といいます。)があります。また、特許の設定登録後は、特許権侵害訴訟で、被告として特許無効の抗弁(特許法104条の3第1項)を主張して争うという手段もありますが、そうではなく、より積極的に特許権を消滅させる手段としては、特許異議の申立て(法113条以下)及び特許無効審判請求(法123条以下)があります。

2 情報提供制度

当該特許出願が特許庁に継続している限り、何人も特許庁に対し、刊行物等の書類を提出することにより情報を提供することができます(規則13条の2)。これは、審査請求の有無にかかわりません。

情報提供は「何人も」行うことができ、当該特許出願との利害関係は必要とされていません。 また、匿名での情報提供も可能で、情報提供者の氏名(名称)、住所(居所)、押印を省略することもできます(規則13条の2第3項、第4項)。

ただし、情報提供制度において、提供できる拒絶理由の種類は、新規事項の追加禁止違反(法17条の2第3項)、特許要件違反(法29条、29条の2)、先願違反(法39条1項から4項まで)、記載要件違反(法36条4項又は6項(4号を除く))、外国語書面出願の場合の新規事項の追加禁止違反(法36条の2第2項)に限定されています。

また、提出できる資料は、書類に限定され、書類以外の物件(例:装置の動作を撮影した DVD)を提出することはできません(審判便覧第16版10-02)。

さらに、情報提供者は最終的な審理の結果について報告を受ける権利はない(審判便覧第16版 10-02)という点にも留意する必要があります。

3 特許異議申立て

特許掲載公報の発行から6か月以内に限り、特許異議の申立てをすることができます(法113